

市場移転に関する関係局長会議 議事録

平成30年7月31日（火）
開会18時30分、閉会18時41分
都庁第一本庁舎7階大会議室

1 開会

（梶原政策企画局長）

只今より「市場移転に関する関係局長会議」を開催いたします。

はじめに、専門家会議による、追加対策工事にかかる確認調査等の結果について、村松中央卸売市場長より説明をお願いいたします。

2 議題 専門家会議による、追加対策工事にかかる確認調査等の結果について

（村松中央卸売市場長）

それでは、豊洲市場の追加対策工事の実施状況と、専門家会議による有効性の確認結果について、御説明を申し上げます。

お手元の資料2頁をお開き下さい。追加対策工事の概要となります。追加対策工事は、専門家会議の提言に基づきまして、地下ピット内の対策と、地下水管理システムの機能強化を中心に実施してきたものでございまして、そのイメージ図もお示ししてございます。また、補助315号線の観測用人孔の補修も実施しております。

3頁を御覧下さい。それぞれの工事につきましては、7月中旬までに施工が完了いたしました。写真は、工事実施後の状況となります。

続きまして4頁を御覧下さい。こうした工事の実施状況等を踏まえ、専門家会議では、コンクリートを通過してくる水銀等ガスの量の測定などによりまして、対策の有効性などについて、確認調査をしていただき、また、換気した時の地下ピット内の空気測定、あるいは地下水位や地下水質の測定なども加えて、調査をしていただきました。昨日、その結果が公表されたところでございます。

まず、各対策工事にかかる確認調査の結果でございますが、①の地下ピット内での対策につきましては、工事は適切に実施されており、計画通りに換気されることで、地下ピット内の空気の水銀等ガス濃度は問題のない状態で維持される。床面コンクリート及び換気設備の維持管理が適切に行われていくことにより、将来にわたって盛土と同等の機能を果たすことができると考えられる、と評価しております。

②の地下水管理システムの機能強化につきましては、建物下の揚水ポンプの設置等により、地下水管理システムの揚水機能の強化がなされたことが、地下水排水量のデータから確認された。各街区の建物部分以外、建物下それぞれの平均地下水位が当面の目標地下水位、A.P.+2.0mですが、以下まで低下した。引き続き地下水の揚水を継続し、A.P.+2.0m前後で地下水位が常時維持されるようにA.P.+1.8mを目標管理水位として地下水管理システムを稼働していくことが望ましい、とされております。

③の、補助 315 号線連絡通路部の水銀等ガス濃度上昇防止策につきましては、検出される水銀ガスの濃度は指針値に適合するレベルであり、地上部及び連絡通路内の空気に影響を及ぼす可能性はないと考えられるため、これ以上の対策は不要と判断する。

5 頁を御覧下さい。空気測定及び地下水質の測定についてですが、建物 1 階部分、各街区の屋外（地上部）及び補助 315 号線連絡通路部の空気は、科学的な安全が確保された状態で維持されていると考えられる。平成 28 年 10 月の地下水管理システムの本格稼働に伴って帯水層下部を中心に地下水流動に変化が生じ、第 9 回地下水モニタリング以降、地下水汚染状況は大きく変化していないと考えられ、更に大きく濃度が上昇する可能性は考えにくい、とされています。

今後の管理（案）についてですが、都による今後の管理（案）の内容、すなわち設備の維持管理、空気や地下水の測定などは妥当であり、確実に実施していくことが重要である。市場開場後の空気測定等については、当面は毎月実施していくことが望ましいと考えられる、とされております。

こうした結果などを踏まえた、全体の評価といたしまして、都が実施した追加対策により、将来リスクを踏まえた安全性が確保されたことを確認した。今後は、都による管理（案）の内容を確実に実施していくことが重要である、とされております。

6 頁を御覧下さい。これまで進めてきた、豊洲市場の開場に向けました、安全・安心の確保に関する取組をお示ししております。昨年 6 月までに、専門家会議で土壌汚染対策について、改めて検証を行っていただき、追加対策の提言をいただきました。また、8 月には、これを踏まえ、環境影響評価の変更手続きを行ったところでございます。その後、先ほど御説明申し上げました通り、追加対策工事に着手し、昨日までに、専門家会議の確認も含め、工事が完了したところでございます。

7 頁を御覧下さい。豊洲市場の土壌汚染等の状況について、専門家会議が様々な検証を行い、法的・科学的な安全性を確認するとともに、その提言に基づき、都は、将来のリスクに備えた追加対策工事を完了いたしました。また、追加対策工事の有効性についても確認されたことにより、豊洲市場の安全性が更に向上いたしました。この間行ってきた一連のステップが完了したことから、速やかに農林水産大臣に対し、豊洲市場の開場の認可申請を行うべく、準備を進めているところでございます。

私からの説明は以上です。

3 質疑応答

（梶原政策企画局長）

只今の説明につきまして、御質問、御意見などがあれば、御発言をお願いいたします。

4 知事発言

（梶原政策企画局長）

よろしいでしょうか。

それでは最後に、知事から御発言がございます。

(小池知事)

今日は、豊洲市場の追加対策工事に関しましての専門家会議の確認の状況、それを踏まえまして、農林水産大臣への認可の申請についての報告をしていただきました。

まず、今回の追加対策工事であります、一昨年(2019)の9月、豊洲市場の主要な建物の地下に盛土がなかったという事実が判明したことを受けまして、改めて専門家会議を設置、その場で調査・検証を進めていただいたものであります。そして、その状況を踏まえた具体的な対策といたしまして、御提言をいただいてきた追加対策工事であります。

その追加対策工事は、今月完了いたしました。そして、専門家会議によって、その有効性について確認を行っていただいたわけではありますが、昨日、「都が実施した追加対策により、将来のリスクを踏まえた安全性が確保されたことを確認した」という旨の評価をいただいたところでございます。

まず、この間、平田座長をはじめとする専門家会議の委員の皆様には、専門的な見地から、精力的な調査、そして検討を行っていただきました。多大な御尽力をいただいたこと、この場をお借りいたしまして、厚く御礼を申し上げたいと存じます。

そして、これまで進めてまいりました、豊洲市場の現状の検証、必要な対策、そして確認、これらが一連のステップになっておりますが、これらのステップを経ることによって、将来のリスクにも備えることができ、豊洲市場の更なる安全性の向上が図られたということでございます。

これによりまして、豊洲市場は、産地、出荷者、そして市場関係者、更に消費者の皆様など、全ての関係者の皆様方に安心して利用していただける市場、すなわち、「安全・安心な市場」であるとして開場する条件を整えることができた、このように考えております。

都民、そして市場関係者の皆様に対しまして、「豊洲市場は安全であり、安心して御利用いただける」と、このことをお伝えしたいと存じます。そしてまた、私自身、様々な機会を捉えまして、また作りまして、「安全・安心な市場」につきまして、広く発信をしてまいり所存でございます。

先ほど、市場関係者の代表者の方々とお目にかかりまして、このことについて、私から、直接お伝えをしたところでございます。

今後、速やかに農林水産大臣への認可申請手続きを行いまして、認可を受けたうえで、10月11日の開場を迎えたいと考えております。

本日、大きな一つの節目となりますが、豊洲市場の開場まで、2か月余りと迫っております。引き続き、市場関係者、そして地元の方々と調整を図りながら、円滑な移転、そして開場に向けまして、精力的な準備を加速させねばならないわけでもあります。

また、市場移転後におきましては、築地市場の解体工事がございます。環状第2号線、そして東京2020大会の車両基地の整備、更に築地の再開発も予定をされております。

これからも、関係各局が連携をしっかりと強め、そしてそれぞれの立場で、万全の取組を進めていただくことをお願いしたいと思います。

私から以上です。

5 閉会

(梶原政策企画局長)

ありがとうございました。

本日の議題は以上となります。これで、関係局長会議を閉会とさせていただきます。

ありがとうございました。